

越前みなと大花火 2025 キッチンカー出店要領

はじめに（出店目的）

キッチンカーは、越前みなと大花火の風情を盛り上げるとともに、来場者への利便性の向上並びににぎわい創出の一環として、飲食等の販売を行うことを目的としております。

越前の夏の風物詩として開催する越前みなと大花火にぜひ出店いただければと思います。

また、越前みなと大花火は、「会場の美化やゴミの減量化」に努めるとともに、越前町の暴力団排除条例の趣旨を踏まえた活動にも取り組んでおりますので、ご協力をお願いします。

★留意事項★

出店者は本要領を遵守し、越前みなと大花火の風情ある雰囲気づくりに協力してください。繰り返しの注意にもかかわらず、本要領を守らない場合は、実行委員会で協議の上、出店の取り消し及び次回以降の出店のお断りをさせていただく場合がございます。

1. 開催日時

令和7年7月19日（土）午後4時から午後9時まで
（販売開始 午後2時から）

※荒天時は7月21日（月）に順延

2. 会場

越前町道口 越前漁港広場（はまひるが公園）

3. 参加資格・条件

- （1）法人及び個人で、露店営業の営業許可を事前を取得していること。
- （2）越前町商工会もしくは（一社）越前町観光連盟の会員である法人及び個人。（販売をするには、営業許可等を所有していること。）
- （3）福井県キッチンカー協会の会員である個人及び法人。
- （4）その他、越前みなと大花火実行委員会が適当と認める法人及び個人。
- （5）キッチンカーと模擬店の重複出店はできません。
- （6）県内に事業所・住所等を有すること。
- （7）出店場所とその周辺の清掃を随時行い、会場の美化及びゴミの適正処理を行うこと。
- （8）暴力団排除活動の一環として、主催者が提出書類の一切を警察等に問い合わせることに関し、何ら異議申し立てを行わず、率先して協力すること。
- （9）その他出店に関する事項について、主催者及び警察の指示に従うこと。

◎以下に該当する場合は、参加できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である者
- ・暴力団又は暴力団員が出店申込者等の営業を支配するもの
- ・法人で、その役員又は主要な従事者が暴力団員であるもの
- ・政治的内容のチラシを配るなどの政治的行為、布教活動等を行うもの。
- ・その他越前みなと大花火の風紀を乱し、又は乱すおそれがあると実行委員会が認める者

4. 出店申込み

受付期間内に所定の申込書に必要事項を記入し、提出してください。

- (1) 募集期間 令和7年5月1日(木)～5月26日(月)
- (2) 受付場所 越前コミュニティセンター
- (3) 募集店数 10店舗(1車両 2.0m以内×5.0m以内(中型まで))
- (4) 申込書類 越前みなと大花火 キッチンカー参加申込書(別紙1)
直接持参、郵送(5月26日必着)又はFAX、e-mailで
お申し込みください。(電話での受付はできません。)
〒916-0492 福井県丹生郡越前町道口1-24-1
越前みなと大花火実行委員会(越前コミュニティセンター内)
FAX 0778-37-1301
e-mail e-community@town.echizen.lg.jp

5. 抽選会・出店者説明会

(1) 抽選会

受付期間終了後、募集店数を上回る申し込みがあった場合は、出店者説明会開催前に抽選会を行い、出店者を決定いたします。

※抽選会には**必ず出席**してください。欠席した場合、出店申込を辞退したものとみなします。

※募集店数に満たない場合には、抽選は行いません。その場合は、募集説明会開催に係る案内にてお知らせいたします。

- ①抽選日 令和7年6月2日(月)午後3時～
- ②抽選場所 越前コミュニティセンター2階大会議室

(2) 出店者説明会

- ①日 時 令和7年6月2日(月)午後3時30分～
- ②場 所 越前コミュニティセンター2階大会議室

・説明会には**必ず出席**してください。また、説明会で指示を受けた事項については、従事者全員に周知してください。

6. 出店資格審査

- (1) 従事者名簿は、必ず提出してください。出店者が暴力団関係者等に該当しないことを確認するため、従事者名簿をもとに、警察に身分照会をします。
- (2) 越前みなと大花火の当日は、氏名・住所及び生年月日が記載されている顔写真付身分証明書を携帯し、実行委員会及び警察から求められた際には、これを呈示する等、従事者確認へのご協力をお願いします。

7. 飲食物の取り扱いについて

(1) 調理作業従事者

- ①調理に従事する人は、清潔な身だしなみを心がけてください。
- ②体調の悪い人（下痢・腹痛・風邪）や手指に創傷のある人などは、絶対に調理作業に従事しないようにしてください。
- ③調理前やトイレの後は必ず手洗い消毒してください。

(2) 提供食品

- ①複雑な調理加工を要するものは、調理設備から考えて好ましくないの
で、提供する品は、提供直前に加熱する食品が望ましい。
- ②提供する食品は、前日からの調理はしないでください。
- ③特に、食中毒の原因となりやすい食品（弁当、サンドイッチ、にぎり
寿司等）の調理・加工は避けてください。
- ④飲食品目（取扱食品）につきましては、健康福祉センターの指導に従
っていただきます。

(3) 食品等の取扱い

- ①原材料の仕入れは、できる限り調理の直前となるよう計画的に行っ
てください。やむを得ず早めに仕入れる時は、調理まで冷蔵保管するな
ど特に注意してください。
- ②食器類は、使い捨て容器を使用してください。もし、反復使用する場
合には、中性洗剤や熱湯等を用いて十分洗浄・消毒を行ったうえで使
用するようにしてください。また、器類の保管においても衛生面に十
分注意してください。
- ③仕込み等が必要な食品の提供について、仕込み等は調理室などの給排
水設備が整ったところで行ってください。（各家庭の台所では調理し
ないでください。）
- ④温度管理が必要な原材料を取り扱う場合は、冷蔵庫やクーラーボック
ス等を使用して、適切な温度で食品を管理できるようにしてくださ
い。
- ⑤食品の飲食は、持ち帰りを禁止し、必ずその場で飲食するように関係
者・来訪者に呼び掛けてください。（持ち帰り等で調理後時間を経過
して飲食すると、食中毒発生の危険度が高くなります。）

8. 食品営業許可申請及び露店営業許可申請について

- (1) 保健所への食品営業許可申請が必要な品目を販売する場合は、各店舗に
おいて食品営業許可申請を行ってください。

- (2) 露店営業の許可が必要になりますので、事前に健康福祉センターに申請されて、許可を取得してください。出店者は、許可書のコピーを実行委員会まで提出してください。
- (3) 食品営業許可申請を行った出店者は、許可書のコピーを実行委員会まで提出してください。

9. 食品営業賠償共済および食中毒賠償保険等の加入について

- (1) 各店舗において、保険等に加入してください。
- ※出店者が店舗で加入している食中毒等の保険が当ブースで対象とならない場合もありますので、確認をお願いします。

10. 火気・電気の使用について

- (1) 消火器の設置
- ①火気・電気を使用する場合（※下記(2)対象器具参照）には、**消火器の設置が義務**付けられていますので、出店申込時に「露店等の開設届出書」を提出し、消火器を準備したうえで出店してください。
- ※当日、消防署員による現地確認がありますので、消火器の用意ができていない場合は、出店ができなくなりますので、ご注意ください。**
- ②消火器とは、「消火器の技術上の規格を定める省令」第1条の2第1号に定めるもので、設計標準使用期限内のものとします。なお、エアゾール式簡易消火具及び住宅用消火器は該当しません。
- (2) 対象器具
- | 分類 | 対象器具例 |
|-------------|-----------------|
| 気体燃料を使用する器具 | ガスコンロ、カセットコンロ等 |
| 液体燃料を使用する器具 | 発電機、石油ストーブ等 |
| 個体燃料を使用する器具 | バーベキューコンロ、七輪等 |
| 電気を熱源とする器具 | ホットプレート、綿菓子製造機等 |
- (3) その他
- ①プロパンガス等の火気取り扱いについては、十分注意してください。
- ②その他詳細については、出店者説明会における消防署からの指導事項を遵守してください。

1.1. 設備について

(1) 設備について出店に必要な物品は、出店者各自で用意してください。

①出店するうえで必ず必要なもの

1) 養生シート（不燃物のもの）

2) ゴミ箱、清掃用具

※廃棄物や区画内及び周辺部のごみは必ずお持ち帰りください。

※来場者のごみはゴミステーションに捨てることができますが、
事業ごみについては出店者の責任において持ち帰り、適切に
処分してください。

②看板等を設置する場合は車両付近のみの設置とします。

③机や椅子等を並べて、飲食場所を提供することは禁止とします。

1.2. 会場美化（ゴミの適正処理）について

(1) 会場美化（ゴミの適正処理）

①出店箇所とその周辺の清掃は、随時行ってください。また、販売品によって著しく会場を汚すものや、清掃しにくいものは避けてください。

②生ゴミでいっぱいになったゴミ袋は、衛生上、直ちに実行委員会が指定する場所（会場入り口付近）に出してください。

③実行委員会でゴミの収集は行いませんので、各自で実行委員会が指定する場所に出してください。

④ゴミ袋は出店者が各自用意してください。

1.3. 搬入・搬出について

物品の搬入出については、必ず以下の事項を守ってください。守らない場合は、出店を取り消します。

(1) 搬入出（車の乗り入れ）について

①搬入搬出の際、会場に車を乗り入れる場合は、下記の時間内とします。

区 分	時 間
搬入	7月19日（土）午前8時30分から 午後2時00分まで
搬出	7月19日（土）午後9時30分から ※会場駐車場の出庫制限解除後

②搬入出口及び進入口は、実行委員会から指定された場所のみとします。

③搬出は、午後10時30分までに終了してください。

④午後2時00分以降の会場への乗入は禁止します。

(1) 出店費用

(2) 出店料の納付

- ## 15. その他

- (1) 当日が雨天で延期又は中止となった場合は、各店舗の代表者の方へ事務局から連絡します。
- (2) 当日は、後日配布した「出店許可証」を必ず携帯し、警察及び実行委員会に求められた際には呈示してください。
- (3) 出店区画は、出店者説明会で決定した場所を守ってください。
- (4) ハンドマイク、スピーカー等での呼び込みは禁止します。
- (5) 強引な販売や来場者に不快感を与えるような接客は行わないでください。
- (6) イベントの性質上、各種マスメディア、SNS等で公開される可能性があります。また、主催者による記録写真等に参加時の活動及び肖像が残り、これらが今後の越前みなと大花火の広報活動において印刷物やホームページ、SNS等に掲載される場合があります。代表者は、従事者に説明のうえ、同意を得て応募してください。
- (7) 申請した事項に変更が生じたときは、実行委員会事務局（越前コミュニティセンター）までご連絡ください。

FAX : 0778-37-1301